

（令和 7 年 3 月 2 4 日）
海上自衛隊達第 1 1 号

海上自衛隊中央業務会計隊の編制に関する訓令（令和 7 年海上自衛隊訓令第 1 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、海上自衛隊中央業務会計隊の内部組織に関する達を次のように定める。

海上自衛隊中央業務会計隊の内部組織に関する達

（総務科）

第 1 条 総務科に、次の 3 係を置く。

総務係

文書係

人事係

（補給科）

第 2 条 補給科に、次の 2 係を置く。

補給係

資材係

（人事作業科）

第 3 条 人事作業科に、次の 3 係を置く。

分析係

試験係

検査係

（厚生科）

第 4 条 厚生科に、次の 3 係を置く。

厚生係

共済係

宿舎係

（車両科）

第 5 条 車両科に、次の 2 係を置く。

車両係

整備係

（施設科）

第 6 条 施設科に、施設係を置く。

（システム管理科）

第 7 条 システム管理科に、次の 2 係を置く。

人事システム係
システム管理係
(印刷科)

第 8 条 印刷科に、次の 3 係を置く。

総括係
印刷係
製本係
(支出センター)

第 9 条 支出センターに、次の 4 グループを置く。

総括グループ
企画グループ
支出グループ
歳入グループ
(給与センター)

第 10 条 給与センターに、次の 5 グループを置く。

給与グループ
認定グループ
控除グループ
児童手当グループ
退職手当グループ
(旅費センター)

第 11 条 旅費センターに、次の 2 グループを置く。

赴任グループ
一般旅行グループ
(分室)

第 12 条 経理部に、次の 5 分室を置く。

横須賀分室
呉分室
佐世保分室
舞鶴分室
大湊分室

2 分室に、次の 2 係を置く。

給与係
一般旅行係
(係長、グループ長及び分室長)

第 13 条 係に係長を、グループにグループ長を、分室に分室長を置く。

海上自衛隊中央業務会計隊の内部組織に関する達

- 2 係長は、科長又は分室長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。
- 3 グループ長は、センター長の命を受け、グループの分掌事務を掌理する。
- 4 分室長は、部長の命を受け、分室の分掌事務を掌理する。

附 則

- 1 この達は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 海上自衛隊東京業務隊の内部組織に関する達（平成21年海上自衛隊達第47号）は廃止する。